

平成 25 年 9 月 4 日

北海道知事
高橋 はるみ 様

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス協会
会長 山田 春



平成 26 年度入札等の要望について

時下 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の運営や事業活動へのご指導、ご支援を賜り、また、昨年度の要望につきましても真摯なご対応をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、前年度の業務において、常勤者のいる営業所の確認の実施および履行要件、検査・評価の導入に向けての試行と平成 24 年度の入札における積算方法及び最低制限価格設定について周知していただき感謝とお礼を申し上げます。

しかしながら、当協会が本年 4 月に実施した入札事例の調査結果及び寄せられた意見では、今年度も振興局及び振興局の保健環境部、教育庁、北海道警察等の施設における事例では、予定価格の積算および最低制限価格の決定方法など、周知いただいている方法が異なると思われるケースが指摘されております。

さらに、落札したものの資格要件の不備や履行能力の欠如あるいは要員の確保ができないため履行直前に辞退したケース等、再入札となった事例も指摘されております。

国土交通省の社会保険未加入対策推進協議会の決定に基づき、社会保険等の加入促進のため建設業法施行規則等の改正がなされ、賃金低下に歯止めを掛けるため、「公共工事設計労務単価」も引き上げられました。

当協会の入札事例の調査結果と国交省などにおける入札制度見直しの状況も勘案して要望を下記のとおり取りまとめましたので、業界の現況と併せてご賢察の上、ご高配を賜りたくお願い申し上げます。

また、地方独立行政法人を含む北海道が出資している団体が実施する入札に関しましても、同様のご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、入札に関する要望につきましては、平成 26 年度予算要求開始までにご検討をお願い申し上げます。

記

I 入札調査結果に関する事項

- ① 推計される予定価格が、未だ「建築保全業務積算基準」や「建築保全業務労務単価」による積算額以下と思われる事例も多く、周知徹底されていない。

- ② 仕様内容が不明確
 - ア 清掃業務：場所(階段室)や床材ごとの正確な面積、備品数、作業回数など
 - イ 設備運転保守管理業務：作業時間、配置技術者数など
 - ウ その他全般：仕様内容に重複があり複雑、都度、適宜などの曖昧表現
- ③ 仕様内容の変更がない場合や作業量が増加した場合、複数業務を統合した場合で、想定以上に予定価格が昨年より減少した事例がある。
- ④ 設備の運転監視業務における必要技術水準の確認の不徹底がある。
- ⑤ 落札したものの履行能力の欠如による業務放棄、あるいは要員の確保ができなため履行直前に辞退し、再入札となった事例があった。
- ⑥ 入札日から履行開始までの期間が短すぎ、十分な準備ができない事例がある。
- ⑦ 最低制限価格の設定ができない業務との併合で、最低制限価格制度が骨抜きにされている入札がある。

II 要望事項

1. 予定価格の積算について

- (1) 「建築保全業務積算基準」等による積算について
予定価格の決定にあたっては、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務労務単価」等に基づく積算とその周知徹底をお願いします。
- (2) 仕様内容の明確化について
作業面積、什器備品数、作業回数など、その他積算に必要な数量について明確に提示していただきますようお願いします。
- (3) 作業品質について
業務における作業品質の要求水準について、仕様書に明確な指示をしていただくとともに清掃業務については本要望書3の(3)による履行要件としての法定教育が適正に実施されていることの確認をお願いします。
- (4) 複数業務の併合入札について
複数の業務を併合して入札する場合、それぞれの業務が混同することのないよう、仕様と労務単価を含む積算基準を明確にさせていただきますようお願いします。

2. 最低制限価格と低入札価格調査について

- (1) 直接人件費の最低制限率について
「建築保全業務労務単価」は国土交通省が毎年、同実態調査により決定している地域における実勢単価でありますことから、直接人件費の最低制限率は100%としていただきますようお願いします。
- (2) 併合入札について
最低制限価格の設定ができない業務との併合発注を行わないようお願いします。

(3) 低入札価格調査の基準価格について

低入札価格調査制度による場合は、最低制限価格決定方法を準用した基準価格を決定していただき、厳格に判定していただきますようお願いいたします。

3. 参加・履行要件について

公平・公正な積算条件および適正な業務実施と業務品質の確保のため、法令遵守と技術的適性および参加・履行要件を定め、厳正な審査の実施をお願いいたします。

(1) 各種法令遵守の確認（履行要件）

- ① 当該業務配置従業員に最低賃金以上の賃金が確実に支払われていること
 - ・賃金支払い明細書および賃金台帳等による確認
- ② 当該業務配置従業員の健康診断が実施されていること
 - ・健康診断実施結果報告書控または個人票控による確認
- ③ 清掃業の知事登録業者であること
 - ・登録証および登録資格者の在職確認
- ④ 加入要件を満たす配置従業員が、社会保険及び労働保険に加入していること
 - ・健康保険及び雇用保険の被保険者証の写し等による確認

(2) 施工能力の確認（履行要件）

- ① 損害保険に加入していること
 - ・保険証、契約書の確認
- ② 履行可能な従業員が確保されていること
 - ・必要資格保有者の在職確認

(3) 業務品質の確保（履行要件）

- ① 配置清掃員の法定教育を少なくとも履行後2カ月以内に実施すること
 - ・適正に実施されていることを清掃従事者研修登録機関からの証明書による確認
- ② 同様施設における同種業務の履行実績
- ③ 業務実施計画書の提出
 - ・仕様に基づく配置人数・使用資器材・作業手順と所要時間などを含む業務実施計画書

(4) 道内企業の育成（参加要件）

対象施設の近傍に常用雇用の責任者が常駐する3年以上の実態のある営業拠点を有する企業を対象とすること

4. 検査・評価の実施について

履行要件の確認とともに、手抜きによる提供サービスの品質の低下を防止し、また、適正な事業者選定の資料とされますよう、委託業務についても要求作業水準に照らし「検査」「評価」の実施をお願いいたします。

低入札価格調査の対象となったWTO物件等については、必要とされる品質の保持に疑義があるので、特に厳正なる検査と評価をお願いいたします。

5. 指名競争入札等について

(1) 指名競争入札の実施について

一般競争入札では、履行能力の欠如や要員の確保などの準備が整わないために履行直前の辞退や業務放棄などを起こす可能性や、実績もなく能力不足の不良不適格業者の排除が難しく、反社会的勢力に関係する企業が参加してくるおそれもあることから、すべての建築物保全業務について、指名競争入札の実施をお願いします。

(2) WTO の対象について

日本は、先進国の中でも最もテロ対策が遅れているとの指摘があることから、施設警備業務においては、テロの対象となるおそれのある公共施設や交通拠点・ライフラインなどの重要施設に検定資格者の配置を義務付けしようとしています。

警備の品質を高めても、警備員の立ち入らない場所やトイレの中など、入りにくいエリアが存在しますが、どこにでも出入りすることが可能で、ゴミ箱の中や作業を通じてこれらの安全を確認できるのは清掃員だけです。

WTO の対象となる公共施設は大規模でテロの対象となった場合、不特定多数の人たちが巻き込まれるおそれがあり、行政機能も長期にわたって阻害されることから、多大かつ広範な被害が想定されます。

参加制限のない一般競争入札では、テロの防止および可能性の低減を期待することはできません。

以上のことから、日常的清掃は、WTO の対象から除外していただきますよう条例等の見直しをお願いします。

6. 複数年契約（3年以上）について

建築物保全業務においては、現場状況の変化に即応した完成度の高いサービス提供は、実態的に2年目以降となります。

複数年契約の場合、従業員の安定的継続雇用につながり、経済的波及効果も期待でき、法定教育時間や使用機材等にかかる経費が平準化されるため、入札と経営の効率化も期待できます。

以上のことから3年以上の複数年契約としていただきますようお願い申し上げます。

あわせて、契約期間の間は毎年、契約金を各当該年度の入札と同様の方法で積算された予定価格の上昇率で引上げることをお願いします。

見直しが行われない場合、2年目以降、賃金の引き上げとそれに伴う法定福利費の負担が出来なくなる可能性があり、毎年見直される労務単価や積算基準などの改定に基づいて実施される翌年度以降の入札と著しく公平性も欠くこととなります。

また、複数年契約とすることで、WTOの適用対象となる可能性がある清掃業務については、単年度で対象となる業務に限るようお願いいたします。